

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案, 防衛施設庁, 未完成プロジェクト, 対沖縄国会対策, 米国議会, 基地提供反対運動, 野呂防衛政務次官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43401

未完成プロジェクト

秘 密
無 期
部 内 用 紙

2 5 部
条約課長

アメリカ局長
参事官
安全保障課長
北米第一課長
北米第二課長
北米第三課長

米完成プロジェクトに関する日米協議

46.8.10
米北一 金子

8月10日 赤坂プリンスホテルにおいて
標記の件について協議が行われ、以下要旨
次のとおり。

出席者 (米側) 民政府 クレーン計画局長
" ロンバード公益事業 "
" クラーク 渉外 "
大 便 館 パーカー書記官
(日本側) 対策庁 島后振興課長
" 藤田 振興課補佐
" 沖縄事務局 小林 指導課長
大蔵省 植崎 国三課長
" 前田 審議官 野村 康雄

大蔵省 法規課 鈴木 事務官
外務省 米北一 加藤 "
" 金子 "

(なお、本件会議は時間的都合、並びに大
蔵省がオアガールと12の道橋に出席していた

とこの理由により、主として米側の考案と見取
問題点の指摘をするというところとなり、当方

の対案は今月中に関係各官に於いて協議の上
米側に提出することとなった。

1 米側より 米完成プロジェクトに関する類型
に付て、先述のとおり次の提案がなされた。

(1) 福地 2" a
福地 2" a の進捗状況は現在 a と 3 約 35
% であり、R-day が 7 月 31 日 になったとしても、米
完成部分が生ずるのにはほぼ確実であり (契

船上げ1972年6月完成の見込みの由。) 米側も12月 R-day 後におおむね、自己の権限

(authority) と責任 (responsibility) の下、この700万ドルを完成させるための工事に従

(すなわち、米政府とDEとの間で委託契約を締結し)

続して実施した。実施方式としては、次に DE (District Engineer) が請負業者と請負

契約を締結し、事業全件を認証 (certify) することとし、実際の支払い (payment) は米政府の資金と預けられた

DEが行った、完成後分金は水道公社の承認を得る。この承認を得るに先ず、

おこなう。理由は、本件工事は複雑で、二か所で実際上設計、監督等を行

う。30部については DEに工本を当てる。DEは二か所精通して121132米側機関はDEに委ねる。betterである

と、及び (2) 工事総額 1,200万ドルのうち予備費 (contingency expenditure) と

は50万ドル含まれて1150万。この予備費は10%の比率が日本側、米政府の側に返却せられる。

は「clearance」を要する。この支出については「clearance」を要する。

「clearance」がある。なお、本件につき直接貸付金から一般資金 (General Fund) の留保を

日本側の予算局の permission は必要とされる。これは「clearance」を要する。

(2) Scholarship program. 米側が引き続き自己の権限と責任に基づき

実施した。本事業は FY 1974 年終了する。これは121132。なお、本件は121132日本政

府の permission は既にとりつけてある。

(3) その他の事業

上記 (1), (2). 以外の project については, R-day 以後の事業実施は日本政府に実施

して欲しい。未則については、まだ未定

2012年度の未定部分にかかる未則留保資金は、勿論のこと、一般資金のうち

剰余金は全て本国に持ち返さなければならない。自主的判斷に基づいて別個の

事業にその資金を当てたいと考へていふことは、^{40.3%} 是れは政府への grant とは別の形をとるべき

である。この grant は行政の目的、F2210

奨学資金の増設、厚生自給への出費 (但し)

↓ 仮定の向長と考へていふ。の教授のホストの増設、^{※2010-2012 年度に1000万円増設} (琉球大学) △を前提とする。 (主たる財源である石油課税の)

削減により一般資金の収入がガソリンの売れ行きの沈滞により伸びがなくなる。

さらに R-day が 4月1日になればかなり予定より減少する可能性がある。(3~400万円)

削減により剰余金は大きな金額にはならないと考へていふ。

なお、この "その他事業" の中にあるこのお2つは未定である。要するに以下の

ことがあり。

(a) 41号線 (道路)



本事業は、琉球が用地費を、米側が建設費を負担するに依り、現在の41号線を拡幅し24 laneとし、55'高架にするという内容のものがある。現在読谷村附近の"みゆり道路"と呼称される3の用地買収が、琉球の資金不足のため全く手がついておらず、米側とは建設資金を留保(現在3.3百万ドル)12113にも拘らず、建設の着手に踏み切れないという。このため米側としては本件プロジェクトの用地費に付 復帰前 (as soon as possible) まで、日本政府がこれを負担するという guarantee をしてあげれば、右の3.3百万ドルに、現在考慮中である3の石油課徴金の値上げ分を追加して

(1:1742入付金)

計5百万ドルを建設資金とし、その一部を用地費に振り替え支出し、残りの資金を construction にあて、不足分は日本政府資金とあるという形を ~~作成~~ 日本政府(とある)と行なう。

a guarantee を得られれば、オックで業者と (DEU) 契約を締結し、工事に踏み切りをい。

(c) 下水道事業

米側としては、FY 1969 以来年次計の下に下水道事業を進めてきたが、FY 1971-1972 分として3.3百万ドルの事業計画をたて、現在2百万ドル分は完了しているが、1.3百万ドル分については本計画の資金を担うべき琉球、各市町村及び受益負担者の

資金が拠出されてはいるが、未側負担は
終つてはいるが、完成の見通しはよくない
状況にある。

(c) その他

現在未完成である。復帰前完成が

確実であるには次のとおりである。

(1) 福地 ~~の pumping station~~
ポムプ・ステーション

(2) ~~同タンク~~
真栄

(3) 石川 ~~の Zakeyama pipe-line~~
瑞慶山パイプライン

又上記) に関係日本側コスト、経費等
概算決定あり。

(1) 福地が(1)に(1)2

(a) 対策あり、未完成部分にかかると未側
留保資金は、復帰時の日本政府に譲渡

(日本政府より当該の承継母体にある中
継保の譲渡)に必要と主張したとき
すべし可能であることである。

であり日本のお金の持ち主の国に資金を譲渡す
ることは議会の承認を得なければならない旨の取
り決まり内閣にある。

がある。

(a) 子金、大蔵省より、日本政府に譲渡す

場合、~~政府~~ 政府
との間で、~~政府~~ 政府間の Agreement
を必要とする。また、日本政府から中継保
に譲渡する場合は、

に譲渡する場合は、手続を複雑にする。

米側

10

復帰前に現在の事業主体たる水道公社に
 資金を譲渡し、~~貸付~~返すこと=3、
 当該 (右資金を合本水道公社合併を04/10-31に達成し、
 11-12に手続を完了した。)

米側より、日本側の簡素化は米側政府
 の義務化に付随するとの反論がある。
 (米側) (米側)

(2) Scholarship program 12/12

当該5特別の2021は(た)た。

(3) その他事業12/12

当該より一応

(a) 一般資金の剰余金は支出目的に

規制(存) general grant として環
 球に支給される。

(b) 4/15以降の用地費12/12に剰余金に
 つき進んで完成して欲しい。

(7.11.12)

11

この希望を出したが、12/13にこの
 種事業の全体の計画は、今月中に
 と検討の上、米側に計画を出す
 こと=3 先方=4を了承した。

3 今後のスケジュール

米側は東京に2回交渉した。米
 側は12/12に。当該5は、準備を
 (12/12に完了し、12/12)

と進められた。米側の根拠は環球に流
 入すること=3 米側は、米側は、
 (12/12に完了し、12/12)

と進められた。
 (12/12に完了し、12/12)

4 向是題点 概しての概観

(1) 福地SACに7112

(a) 福地SACは 完成した時点での評価の下に、西遷協定条約の引継ぎ資産(水道公社の)

に含められていたものであり、未償は、原則として帰還時に完成した形で同様に

日本国に引き渡す協定上の義務があり、万一完成し得ない場合は、完成に

かかる資金を帰還(引)直前に水道公社に譲渡すべきであり、それ以外の解決方

(1. 本資金の返済に4E113: 建設費に2E37000: 最善の方法がある)

(b) 本 DEは 未償株債であり、帰還後 DEによる工事建設の地権取得に自国で内題を認めざるべきであり、工費を担当するものは自国が自国の領土内ではあり得るべきである

GA-5 検討は(子)と見做す。(12. 11/15/11. 1. 12) 外務省

DEは半軍半民の性質を有する、本国にあり、軍内SACの工事には、連邦 Congress of Authorization: 基に(民間)の工事(SIT)に7112)

(この点につき、本件会議の席上、大蔵省はたとえ、帰還後帰還して DEによる工事は委託せらるべきである(委託)と見做す)

(2) Scholarship programに7112

本件は、talking paperにあり、本側案のラビで約束済みのものあり、法的問題

があると思われる。本側案のとおり処理をすべきである(2E37000: 最善の方法がある)

(3) その他事項に7112

今後検討を要する(大蔵省、約束済みの検討結果をもつて更に検討した)

米農成 7.10.21 上各府会議 (8月20日) 米通店 白紙外

(結論)

attached found

米國政府加力に之契約を結ぶに於ておきん D.E. 之發行監督に
 當るに於ては、①米口が完成されたものを先づ取得し、これを國・學
 に譲渡するに於ては、返還協定と米の數とが外にあり、特別に口米
 取扱ひを定ずる。② D.E. が單隊の一部として發行監督を行は
 うに之は、返還協定上にておきん。この場合、D.E. 之發行機關に
 單隊を私法上の受託者と考ふるに於ては、之を「おきん」
 場合におきん、取扱ひに於て賠償請求權の或利留權は、口米に
 於ては、之に於ては、問題に於ては、この理由に於て日本側と
 は、この方式は、之より得ない。

之 従つて、日本側として、獲得時においては獲得前に米完成部分に於て
 資金をあらかじめ米口利米道公社に充てしむらば、日本側は
 之に於て工率を完成する以外の方法は、考へられたい。

3. この場合におきん ①当該資金が一括資金に於ては、② 又は
 受取りの対称となつては、之に於てあるに於て、米完成部分に

ついで、竣工検査、預金は行はれたいに於て、米倒に、提議する。

總 理 府

〇〇〇〇

4 概論、案例があぐ水電二の提案に反対する場合は、案が不方式にホリ竣工検査は日本例で行任心、韓国にホリ精算のホリ行任心とを代替案として提示する。

4 概論、案例と交渉する前提として、福地館の管理と観心行うが、(国、県、市、町、村)の管理委託)を早急に決定する。

5 事前には案例に日本例の意向を提示するとして、その提案の方法について検討する。

6 案例には、沖縄事務局より「現在日本政府内部で検討中である」との目録を知らせる。近頃中には、その意向を案例に用いて提示したい。その場合、日本例の意向を提示する意向がある。旨を通報して、その意向を提示する。

〇〇〇〇

未完成プロジェクトに関する小紙、9-2-1、7-2-4 会議 (2013)

一 概況

未完成部分に保った資金を復旧時に水道公社に移換するに付

ハエの米側見解

Combridge
5/1/14

1 完成時までの不測の事態に付る資金増分 (現在予定している2002年
に付る増加する場合は) は米側で負担する方がよい (G.I.F. の総
額は定まっているので、その結果、米側へ投入する資金の増額に
付る244万) 付、日本側でその増額を244万は可能か。

2 未完成の日本側に引継ぐ場合は、資金原形、集約の取扱い関係等
に付いて細部にわたる日本側の取扱いが必要とするが、取扱い
合致の可能性はあり。

3 上記の問題が解決すれば、米側への追加提案に関する問題は
ないという見解を得たが、その後の問題については、G.I.F. は私見で
二次に付る見解は、

A 銀行等に水道公社に資金を投入する場合は
B) 日本政府からの報告書を出さずして244万はよい。(換上控は米側
に負担するべき)

(2) *Con Lingency* の利息は種々の項の事業に投入する。(1)号線に
投入してはどうかという懸念がある。ただし、A月繰上りとは異なる
の資金を更に福地計画に廻さなければならぬという事になる。))

(3) 間接的に履取したものであるが、茶畑としては沖繩県に於いて日本
政府に対して資金を投入するに於いて種々難色を呈す恐れは
ある。(茶畑放棄の米日折衝^(競争) → 日本政府^(競争) → 沖繩県 の方式に於いて
お金の交付を認めてはいる。)

二 A1号線
藏政府執行方針に於いて小株私恩としてA1号線を優先して取り扱われ
はて進められては、茶畑としてのみ農産物が採れるに於いて
一は、米畑作陸産物に使用し得る可能性を茶畑として

三 次期合議に於いての茶畑の意向
東京銀行はうに於いて農産物は、時刻は日本側が茶畑を農産物として
採るに於いて、先づ一か10月繰上りする関係上、日本側が茶畑を
今期中に費すれば、米畑中に於いて草むらひ。

- 大取電外外儀官
- 務務典房
- 臣官官審審長長
- 備録人電厚計
- 書文会営給
- 調査長領移長
- 参企析調
- 参領旅査移
- 参地中東
- 参北東西
- 参北北隊
- 参一
- 参西東洋
- 参西東
- 参書近ア
- 次総経国資
- 参資統
- 参政技一理
- 参多協規
- 参政経科
- 参道内外
- 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

352

秘

電信写

総番号(TA) 51974 主管

71年10月7日15時00分 沖繩 発

71年10月7日15時50分 本省 着

外務大臣殿 高津(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

未完成プロジェクト

第1042号 略 至急

貴電米北/第285号に関し

6日ムラズミ及びコペヤン指導課長はクラーク渉外局長を往訪。冒頭貴電別電の案文を提示して冒頭貴電の各項を説明したところ、クラークは部内で検討の上、回答すべしと述べた。(約1週間位要する見込の由)。なお、その際クラークは全般的には簡けてよいドラフトと考えるとしつつも同人限りの意見として次の諸点を指摘した。

1. 別電/。第2項のWITH A VIEW TO COMPLETINGというのは完成するのかもしれないか不確かな表現であり、これをTO COMPLETEと出来ないか。

2. 第3項のIT IS ANTICIPATED THATの表現は米側内部で問題となる可能性あり、削除出来ないか(わが方より冒頭貴電/。(/)の趣旨及び本土におけるこの種事業実施の際の国とけんとの分担等について説明したが)。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3. 第5項の単に完成の通報だけではなく、先般の東京会議でも要望したとおり、AUDITOR REPORTの写をもらいたいののでこの旨を何等かの形で明記してもらいたい。(あるいはサイド・レターでNOTIFICATIONの中にはAUDITOR REPORTの写を含むとすることも一案)

4. 別電2。第1項末びのFOR THE CONSTRUCTION OFとあれば、土地取用代金に使用できなくなるので単にFOR HIGHWAY 4/とした方が日本側にとって好都合ではないか。

5. 第2項についてはこれで結構と思う。

6. RPO FUNDについてはわが方説明の線にそつて解決方を検討致したい。

7. 別電/。及び2。を通じ前回の東京会議の際米側が主張した免責条項が見当らないがこれはぜひ必要である。

8. 同じくESSOのクレームについても何等かの形式(サイド・レターでも可)で明記する必要ありと考える。

(了)

(写手交清)